

特210
838

高等小

国史科教材研究(高二)七

渡邊貞雄

成美堂書店



3

0045161-000

特210-838

国史科教材研究

渡邊貞雄・著

成美堂書店

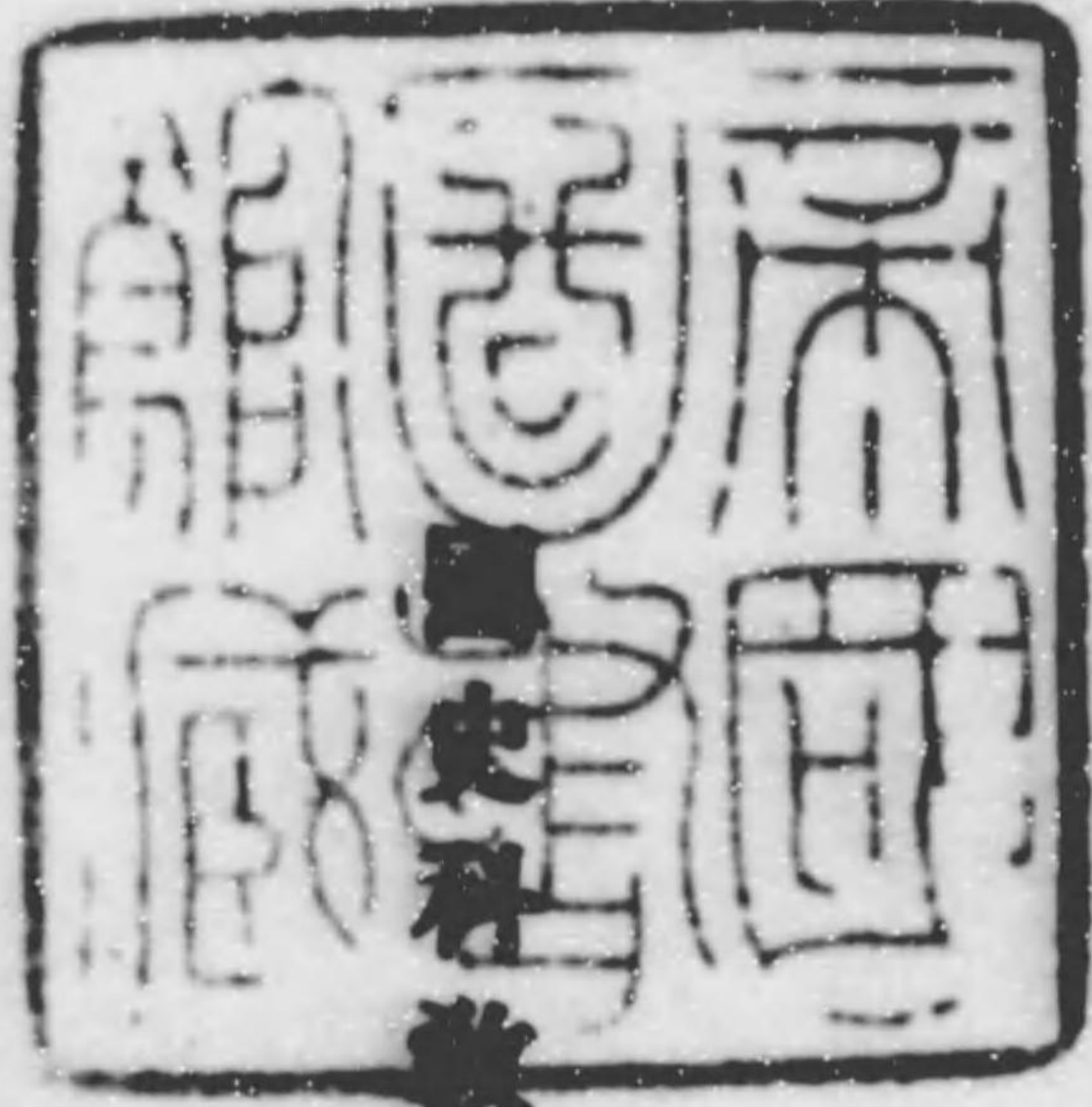
高2 7

昭和12

AHF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月15日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 210
838



國史科
教材研究(高)二七

渡邊貞雄



目次

第四十八 立憲政體の確立……………三二五

一 民權思想の發達……………三二五

二 國會開設運動……………三二七

三 内閣制度……………三三三

四 自治制度の發達……………三三七

五 憲法發布 帝國議會の開設……………三三八

第四十九 文化の發達……………三三九

一 經濟界の進歩……………三三九

二 信教の自由……………三四二

三 教育の發達……………三四六

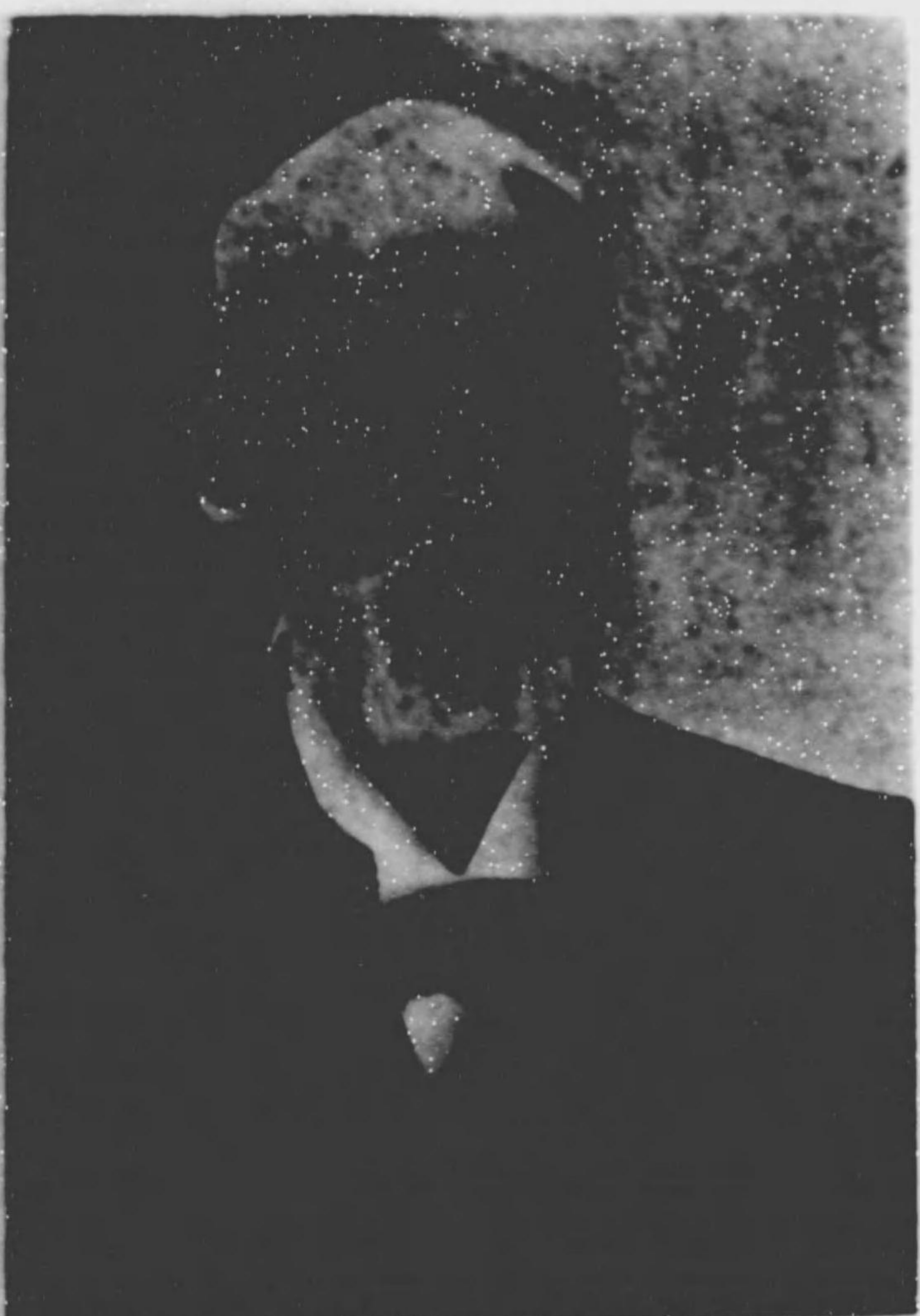
四 新文藝……………三四八

五 歐化主義と國粹主義……………三五五

第四十八 立憲政體の確立

一、民權思想の發達 五箇條の御誓文に「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せられてゐる通り、廣く輿論にきえて公明の政治を行ふことは維新以來の大方針であつた。されば、同年四月の政體書によつて議政官を上下二局に分け、下局に議長・議員をおいた。議員は各藩より大藩(四十萬石以上)三名、中藩(十萬石以上)二名、小藩一名の割合で選出された。實士より成り、公議採擇の機關であつたのである。翌明治二年三月、東京遷都の後、公議所を設け、實士に代へて公議人を各藩より一名宛を出さしめ、公議所を「律法ヲ定ムルヲ以テ第一要務」(公議所)とする機關たらしめた。これすなはち、公議所の立法府たることを明かにしたもので、後の民選議院にも相當するものである。同年七月、官制改革によつて公議所は衆議院と改められたが、翌三年九月、各藩の藩政改革を行はしむるに當り、議員に各々歸藩を命じて衆議院は永く閉ぢられるに至つた。以上は各藩の代表的意見を徴する機關であつたが、明治二年三月には待詔局が設置され、貴族を論ぜず、一般より意見を述べせしめ、その當否を議することとした。待詔局は同年七月、待詔院と改稱され、後には衆議院がその事務を掌つたのである。かくの如く、維新以來、各藩の代表及び一般より意見を徴して公議輿論に基いた政治を行ふために政府は大いに留意したのであつた。

明治四年七月、廢藩置縣を断行した後、太政官々制の改革によつて新に立法府たる左院が設けられ、議長・副議長、議員を以て制度法令の議決を行ふこととなつた。この左院は議員が官選であり、しかも單に諮詢機關たるに止まつたので、民意輻達の上からは勿論不備なるを免れなかつたが、この左院から國會の開設、憲法の制定等の議論が首唱



(加藤弘之の像)

せられたことは我が國の立憲制度發達史上大きな意味を有することであつた。

明治政府が公議輿論に基く新政を行はんとしたことの背後には幕末以降變々として我が國に入つて來た歐米の政治思想があつたのである。そして、憲政の先覺者としては先づ加藤弘之を挙げなければならぬ。文久元年に著述された彼の「譯草」は立憲政體を説いた最初の文献として注意すべきである。更に、彼は明治元年に「立憲政體略」、同三年に「眞政大意」、同七年に「國體新論」を著し

て大いに立憲思想を鼓吹した。中村正直は明治元年に「西國立志編」(St. Similes, Self-Help)、同四年に「自由之理」(J. S. Mill, On Liberty)を譯し、福澤諭吉は慶應二年より明治二年に亘つて「西洋事情」、同五年より九年に亘つて「學問のすゝめ」を公にした。今此等の書の内容を一々解説することは省略するが、何れも先進歐米諸國の事情を

傳へたもので、これによつて立憲思想を啓蒙するに絶大の貢獻をなしたものであつた。かくして、維新以後、公議輿論に基いて政治を行ふ可きであるとする思想は旺盛となつたのであるが、明治四年の廢藩置縣後、中央政府の權威が確立するに伴つて、漸く薩・長二藩を中心とする藩閥の勢力が強くなつて公議輿論の風は著しく衰へた。明治六年の征韓論破裂以後、大久保利通が事實上政府の中心となつて、三條實美・岩倉具視を擁し、大隈重信・伊藤博文等を率ゐて行つた政治は一面にその庶政の改革断行の功を認めなければならぬけれども、他面には公議輿論を尊重しなかつたといふ非難も亦免れない。これに對する不平が一方には前に述べたやうな各地の反亂として、他方には次に説く如き國會開設運動となつて現れたのである。

二、國會開設運動 征韓論の破裂に依つて廟堂を去つた板垣退助・副島種臣・後藤象次郎・江藤新平は由利公正(前東京)・岡本健三郎(前大藏)・小室信夫(前左院)・小澤滋等と相謀り、明治七年一月、言論を以て政見を是非する結社を創めて愛國公黨と稱した。そして、同月、以上八人の署名を以て民選議院設立の建白書を左院に提出した。同建白書は長文に亘るので、全文を掲げること省き、その要點のみを示せば次の如きものであつた。

方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而シテ獨リ有司ニ歸ス、夫レ有司、上帝室ヲ尊ブト曰ハザルニ非ラズ、而シテ帝室漸ク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハザルニ非ラズ、而シテ政令百端朝出暮改、政刑情實ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ヅ、言路壅蔽困苦告グルナシ、……因循改メズ、恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サシ、臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講究スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニアリ、天下ノ公議ヲ張ルハ民選議院ヲ立ルニ在ルノミ、……夫レ人民政府ニ對シ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ則其政府ノ事ヲ與知

可否スルノ權理ヲ有ス、…夫レ政府ノ強キハ何ヲ以テカ之ヲ致スヤ、天下人民皆同心ナレバナリ、…今民選議院ヲ立ツルハ則チ政府人民ノ間ニ情實融通シテ相共ニ合シテ一體トナリ、國始テ強カルベク、政府始テ強カルベキナリ、…



この建白は時期尙早として政府に容れられず、加ふるに、建白書提出の數日前には岩倉具視が赤坂噴道に兎漢の襲撃を受け、次いで建白書署名の一人たる江藤は佐賀に兵を挙げ、又、臺灣征伐が行はれるなど内外多事のため遂に實現を見なかつたが、これが新聞紙に掲載せられるに及んで、意々たる世論を捲き起し、實に我が國憲政史上の劃期的な事件であつたのである。さきに述べた加藤弘之の如きも、この時は尙早論を唱へた。

板垣は建白が容れられないのを見るや、愛國公黨を解散して土佐に歸り、片岡健吉・林有造・大石正巳等と立志社を起して自由民權の説を唱道した。民選議院設立の建白を容れなかつた政府も決してこれに無關心でなかつたことは、左院に於て憲法の制定及び國會の開設の議が行はれてゐたことによつても知られる。ことに木戸孝允の如きは歐米觀察より歸るや、憲法制定、國會開設の必要を認

め、明治七年にそのことを建議してゐる。しかし、これは政府の容れる所とならず、世間にも公表されなかつた。しかるに、板垣等の建白が公表されるに及んで、世論もやかましくなり、政局も安定を缺くに至つたので、同年五月、木戸の發案によつて議院憲法が定められた。これは毎年一回地方官を召集して各種の問題を議せしめ、他日國民より選出せらる可き議院設立の先驅たらしめんとするものであつた。次の上諭を拜すればその趣旨が明かであらう。

議院憲法頒布ノ詔 (明治五年 五月二日)

朕踐祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ擴充シ、全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和、民情暢達ノ路ヲ開キ、全國人民ヲシテ各其業ニ安シシ、以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス、故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム、乃チ議院憲法ヲ頒示ス、各員夫レ之ヲ遵守セヨ

しかし、この時佐賀の亂及び臺灣征伐が相次いで起り、地方官會議は開くに至らず、民間の議論も暫く熱かとなつた。翌八年一月、所謂大政會議が開かれて、板垣及び臺灣征伐に就て大久保と議が合はないため政府を去つた木戸が大久保と相會し、三者の妥協が成立し、木戸・板垣は共に參議として政府に入り、漸進的に國會開設の準備を行ふことゝなつた。そして、同年四月、元老院・大審院及び地方官會議設置の詔が發せられた。

元老院大審院及び地方官會議設置ノ詔 (明治八年 四月十日)

朕即位ノ初、首トシテ群臣ヲ會シ、五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム、幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ、以テ今日ノ小康ヲ得タリ、顯ニ中興日茂ク、内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少トセス、朕今誓文ノ

意ヲ擴充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ掌クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ、公益ヲ闡リ、漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝輩庶ト俱ニ其慶ニ領ラント欲ス、汝輩庶或ハ爾ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

元老院は議長・副議長・幹事・議員より成り、立法の府として他日國會を起す準備に當るものであつた。大審院は最高裁判所にして、これによつて司法權は獨立し、府縣裁判所・上等裁判所(後の府)・大審院の三級制度が確立したのである。地方官會議は同年五月、東京淺草本願寺を會議院として召集せられ、本戸が議長に任ぜられて天皇親臨の下に開院式を舉行した。そして、地方自治に關することを逐次議決したのであるが、その詳細は後に述べることにする。

さて、明治八年、一旦政府に入つた板垣は、同年八月、野に下つて土佐に歸り、同志社を率ゐて自由民權論を唱へてゐたが、明治十年、西南の役が起るや、片岡健吉は同志社を代表して京都に上り、京都行在所に民選議院設立の建白書を上つた。佐賀の風・萩の風及び西南の役と相次いで起つた反政府運動が何れも失敗に歸したので、この頃より言論を以つて干支に代へ、政見を闘はすことが盛となり、政論の勃興を見た。明治十一年九月、板垣を始め全國の有志は大阪に會して愛國社を興し、民選議院設立の運動は全國的な大運動となつた。明治十三年三月、愛國社は國會期成同盟會と改稱し、二府二十二縣、八萬七千餘人の署名せる國會開設請願書を作成し、片岡健吉・河野廣中を代表者としてこれを太政官に上つた。この請願も亦却下となつたが、當時、既に國會開設の願望は急然として全國に起り、物情騰然たるものがあつた。されば、同年四月、政府は集會條例を發布して集會・結社の取締りを嚴にすることとした。しかし、政府に於ても決してこれに無關心でなかつたことは先にも述べた通りであり、明治九年九月六日には元老

院議長兼仁親王(有栖)に對し、

朕受ニ我カ建國ノ體ニ基キ、廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス、汝等ソレ宜シク之カ草案ヲ起創シ以テ開セヨ、朕將ニ之ヲ覆ハントス

との語を下され、爾來、元老院に於ては嚴重その起草に當り、同十一年に至つて略々その成案を得た。これが日本國憲案である。たゞ國家の重大事であるため、輕々に行ひ難く慎重の上にも慎重の態度をとり、政府當局者の間にも幾と意見があつて、容易に決し兼ねてゐたものである。就中、參議大隈重信の如きは速かに憲法を制定し、國會を開設すべしとする急進的意見を唱へてゐた。

明治十四年に至り、既述の如き北海道官有物轉下事件が起り、藩閥專制を非難する聲は天下に滿ち、世論は愈々沸騰するに至つた。されば、政府は北海道官有物轉下の議を取消し、十月十二日、國會開設の大詔が頒發せられた。

朕親宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古経テ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫傳フヘキノ業ヲ爲サントツ願シ、曩ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム、是レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循ヒテ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ラサルハ莫シ、爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン

爾ミルニ立國ノ體、國各宜シキヲ具ニス、非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス、我祖我宗照臨シテ上ニ在リ、遠烈ヲ播ケテ洪福ヲ弘メ、古今ヲ變遷シ、斷シテ之ヲ行フ、責ハ朕カ躬ニ在リ、將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ國會ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス、今在廷臣僚ニ命シテ假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム、其ノ組織權限ニ至リテハ、朕親ラ衷ヲ盡シ、時ニ及ンテ公布スル所アラントス、朕惟フニ人心ハ進ムニ偏シテ、時會速カナルツ

鼓フ、浮言相動キ竟ニ大計ヲ造ル、是レ宜シク今ニ謀調ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示スヘシ、若シ仍ホ故サラニ
繰念ヲ争ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ、處スルニ國典ヲ以テスヘシ、特ニ茲ニ官明シ爾有業ニ諒ス

この大詔は明治二十三年を期して國會を開き、それまでに漸を遂うて朝野共に着々準備を進め、輕舉すべからざる
旨を諭し給うたものであつた。されば、大詔一度下るや、さしも嚴然たりし國內も平穩に歸して一意その準備に就く
こととなつた。國會期成同盟會は解散して、同年十月、板垣を總理とする自由黨が結成され、翌十五年三月、改進黨
が組織されて大隈がその總理に推された。我が國に政黨が生れたのは實にこの時に始まり、後に種々變遷を経ては
るけれども、今日の政友會は自由黨の後であり、民政黨は改進黨の流をくむものである。改進黨について關地源一郎、
丸山作樂等は政黨を組織したが、これは後にあまり發展を見ずして終つた。

三、内閣制度 國會開設の期が定まつたので、政府は憲法案の起草及び國會開設の準備に着手し、明治十五年三月、
參議伊藤博文は勅を奉じてヨーロッパに赴き、先進國の憲法及び憲法實施に必要な諸制度の調査研究を行った。憲法
に就いてはさきに成つた日本國憲法があるけれども、何しろ我が國曠古の大事であるため、更に諸外國の實情を検討
するの要を認めて伊藤を遣はされることとなつたのである。その時、伊藤に賜つた勅語は次の如くである。

伊藤博文ヲ歐洲ニ派遣シ給フ勅語 (明治十五年三月三日)

朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ、立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖モ、其經營措置
ニ於テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ採擇ニ備フル要アルカ爲ニ、今爾ヲ歐洲立憲ノ各國ニ至リ其政府又ハ碩學ノ
士ト相接シ、其組織及實際ノ情形ニ至ルマテ觀察シテ餘蘊ナカラシメントス、茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラン

メ、爾カ萬里ノ行ヲ勞トセスシテ此重任ヲ負擔シ歸朝スルヲ期ス

この勅語と共に調査要項三十二箇條を授けられ、伊東已代治(中野)・西園寺公望(上野)・平田東助(大藏少)等を隨行
せしめられた。伊藤等は三月、横濱を發し、五月、ベルリンに到着、主としてドイツ・オーストリアに留まり、ドイ
ツのグナイスト (K. von Groling)、オーストリアのスタイン (L. von Stein) に就いて憲法及び行政法を研究し、更
に各國の制度をも觀察の上、同十六年八月に歸朝した。この間に於て、伊藤は「……スタインノ講談中ニモ、憲法政
治ノ必要不可缺ノモノハ、帝家ノ法、政府ノ組織及ビ立法院組織ノ三箇ニシテ、此一ツ缺ク立憲法政治ニアラスト、
三箇ノ組織定法能ク確立シテ並ヒ行ハレテ相悖ラサルノ綱ヲ結合スル者、則憲法ナリト、由之觀之、政府ノ組織行
政ノ準備ヲ確立スル、實ニ一大要目ナリ、」(伊藤公手)と述べてゐるやうに、宮中の制度と行政組織との改革を痛感し
た。翌十七年三月、宮中に制度取調局が設けられ、伊藤はその長官となつて宮内卿を兼ね、愈々憲法の起草及びその
實施準備に着手した。伊藤を助けて主として憲法起草に與かつた者は井上毅・伊東已代治・金子堅太郎等である。

同年七月、先づ華族令を定めて公・侯・伯・子・男の五爵を設け、舊來の公卿・大名及び維新後の文武の大官に夫
々授爵の恩命があつた。翌十八年十二月、太政官制度を廢して内閣制度を實施した。明治維新以來、幾度か官制の改
革が行はれたけれども、大體は大寶令に據つたものであつたが、こゝに至つて大寶令の制は名實共に廢されたのであ
る。新制度は宮中・府中の別を明かにし、宮中には宮内大臣・内大臣・宮中顧問官をおき、内閣總理大臣及び外務・
内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の各大臣を以て内閣を組織することとしたのである。そして、
太政大臣三條實美は内大臣に、伊藤博文は初代の内閣總理大臣に任ぜられて宮内大臣を兼ね、外務大臣に井上馨、内

此の時黒田總理大臣が其の席に列して居りましたが、恐懼措く處を知らず自ら立つて板戸を締めて、御膝に西日の當るのを防いだ位でありました。又冬の十二月、一月の嚴寒の氣候になりますとストーブは今と違つて一つよりない。廣い間は餘りに寒いので火鉢を入れてありますが、顧問官等は誰も皆寒いと言ひますけれども、明治天皇には何とも仰せられない。此の如く暑寒共に厭はせられず、憲法會議に御精勵遊ばされて、此の不磨の大典が出来たのであります。

殊に吾々が恐懼に堪へざりしことは、或る會議の日に、侍従が慌だしく會議室に這入つて来て、伊藤議長に耳打ちをした。何事を囁いたのか無論誰にも分らない。すると伊藤議長は直に立つて御側に進み低い聲で何事か陛下に言上された。さうして又元の席に還つて會議を聴いて居られたが、總て其の討議も了り決を取るや否や伊藤議長は又立つて陛下に何事か奏聞され陛下は直に入御あらせられた。入御の後伊藤議長は立つて宣告して曰く、實は先刻侍従が来て只今皇子昭宮が薨去せられたから上奏ありたしと言ふから、私は其の旨を上奏し、昭宮薨去と承はる以上は陛下には入御遊ばされ會議は之にて中止致しませうと申上げた所が陛下には會議は中止するに及ばぬ此の儘繼續して會議中の一條の終つた後、内儀に還るからそれ迄は議事を進行せよ、と仰せられたに依り只今まで議事を續け、其の一條を議了したから茲に會を閉ぢ陛下は入御遊ばされたのであると。其の時列席の人々は顔色を擧げることが出来ず皆首を垂れて唯々恐入るのみであつた。其の時吾々は陛下の御意中如何かは分りませぬが、吾々の恐察する所では、憲法は皇祖皇宗の偉業を御繼ぎになつて、之を皇子孫に傳へ給ふ國家の大典である。此の重大なる會議の夾に於いて假令皇子の薨去ありたりとは云へ、是は皇國の重大政務である。故に御親子の情に於い

ては忍び給はせられざる所であるが、此の會議を中止することは然るべからずとの御思召であつたであらうと恐察し奉つた。其の位に憲法制定に就て大御心を注がせ給ふたのであります。(同前編、帝國憲法制定の精神)

●、自治制度の發達 江戸時代は專制政治が行はれてゐたのであるから、完全な自治制の存する筈がないけれども、都市には町年寄、村には名主(又は庄屋)があつて、領主又は代官の支配をうけて町村の事務に與り、夫々地方の舊慣に従つて一種の自治を許され、その下にある百姓・町人は概ね五戸毎に組合をつくり、互に連帯の責任を負うて郡内の治安を圖つた。これを五人組制度といふのである。

然るに、明治四年、慶應義塾が行はれると共にこれ等舊慣による自治的制度は一掃され、府縣を大區・小區に分ち、大區に正副區長、小區に正副戸長を置いた。區長・戸長は何れも官選で官吏に準じたので、地方民政は全く中央官治に統制されるに至つたのである。しかし、地方官治に對しては非難も起り、又不便も少くなかつた。大久保利通・木戸孝允等は歐米觀察より歸つて地方自治の發達が立憲政治の基礎なることを認識し、漸く自治制度が考究せられ、さきに述べた明治八年の第一回地方官會議に於ては地方民會の件も議題として論議せられるに至つた。同十一年、第二回の地方官會議にて郡區町村編制法・府縣會規則・地方稅規則の三大法案が審議されてその發布を見た。郡區町村編制法によれば、府縣を郡區町村に分ち、郡に郡長、區に區長、町村に戸長を置き、戸長を民選とする定であつた。同十三年、第三回の地方官會議に於て區町村會法が審議され、その公布によつて前の府縣會と共に郡區町村會も開設され、現行の如き府縣・市町村の基礎は茲に定つたのである。後、山縣有朋等が主としてドイツの地方自治制度を研究參照し、明治二十一年、市制・町村制の發布を見、市は三級選舉によつて市會を、町村は二級選舉によつて町村會を組織

し、以て議決機關とすると共に、同じく公選の市町村長を以て執行機關とすることとなつた。その後、同二十三年に至り、府縣制及び郡制が發布され、公選によつて府縣會・郡會を組織して議決機關とし、官吏たる府縣知事・郡長を執行機關として中央官治と地方自治との調和を圖ることとなり、地方自治の制度は確立完備するに至つた。しかし、この中、郡制は大正十年に廢止され、同十二年より廢止が實施されて今日に至つてゐる。

五、憲法發布 帝國議會の開設 以上の如く、憲法制定の基礎としての中央行政組織及び地方自治制度も次第に整ひ、法案の審議も慎重に進行完了したので、明治二十二年二月十一日、紀元節の佳辰を以て大日本帝國憲法は發布せられたのである。この日、天皇は先づ賢所・皇靈殿を拜して次の御書文を奏し給うた。

皇靈殿及憲法制定御書文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ケ曰サク、皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ寶祚ヲ承繼シ、舊國ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ、顧ミルニ世局ノ地運ニ膺リ、人文ノ發達ニ隨ヒ、宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、條章ヲ昭示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ、外ハ以テ臣民異質ノ道ヲ廣メ永遠ニ運行セシメ、益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ、茲ニ皇靈殿及憲法ヲ制定ス、惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シクマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス、而シテ朕カ躬ニ遠テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚賴スルニ由ラサルハ無シ、皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ、併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ庶ラサラムコトヲ誓フ、庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

次いで、天皇は皇后と共に宮中正殿に出御、皇族・大臣・各國公使を始め内外の官民を召して發布の式を挙げ、優渥なる勅諭を賜ひ、内閣總理大臣黒田清隆に帝國憲法を授け給うた。

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆輔トフ以テ中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、不磨ノ大典

ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シテ無窮ニ垂レタリ、此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト故ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ、朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎勵シ、相與ニ和衷協同シ、益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ誓ハサルナリ

そして、憲法の上諭は次の如くである。

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕カ親愛スルノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ廣福ヲ増進シ、其ノ德徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ、又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕カ事由スル所ヲ示シ、朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ、朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ誓フサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ誓フス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ、議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ク見ルニ至ラハ、朕及朕カ繼承ノ子孫ハ會議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ、議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外、朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在任ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク、朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御 璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黒田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖

文部大臣 子爵 森 有 禮
逓信大臣 子爵 榎 本 武 揚

この勅語及び上諭を拜讀すれば明かなる如く、帝國憲法は實に天皇が國家の隆昌と臣民の康福とを増進せしめんがために親しく裁定發布せられ、率先してその履行を上皇祖皇宗に誓ひ、下臣民に宣明し給うたものであつて、諸外國の憲法が多く君民の鬭争により流血の慘事を経て制定されたのとは異なり、國內上下を擧げて和樂歡呼の間に制定されたことは世界史上にその類例を見ない所である。帝國憲法と共に皇室典範も制定された。

帝國憲法は天皇・臣民權利義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法・會計・補則の七章七十六條より成る國家の根本法であり、皇室典範は皇位繼承・踐祚即位・成年立后立太子・敬稱・攝政・大傳・皇族・世傳御料・皇室經費・皇族訴訟及懲戒・皇族會議・補則の十二章六十二條より成る皇室の根本法である。但皇室典範はその後明治四十年に六條、大正七年に一條の増補が行はれた。

憲法附屬の議院法・貴族院令・衆議院議員選舉法等の諸法典も同時に公布せられ、議會は貴族院・衆議院の兩院より成り、貴族院は皇族・華族・勳章議員・多額納税議員を以て組織し、衆議院は直接國稅十三圓以上を納むる帝國臣民たる三十歳以上の男子にして、同じく二十五歳以上の男子によつて公選せられた者を以て組織し、國家の法律及び豫算は兩院の協賛を経るを要することゝなつた。

かくて、翌二十三年七月一日、第一回の衆議院議員選舉が行はれて三百名の議員が選ばれ、十一月、第一回帝國議會が東京に召集せられ、伊藤博文は貴族院議長、東久世通禧は同議長に任せられ、中島信行は衆議院議長、津田



第一回帝國議會開院式會場東京日比谷（第一回帝國議會開院式會場東京日比谷）
明治二十三年七月一日、第一回帝國議會開院式會場東京日比谷

眞道は同議長に當選任命された。そして、同月二十九日、天皇親臨の下に開院式を挙げ、次の勅語を賜つた。

第一回帝國議會開院式勅語（明治二十三年十月二十九日）

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク 朕即位以來二十年間ノ經始スル所、内治諸般ノ制度粗々其ノ綱領ヲ擧ケタリ、庶幾クハ皇祖皇宗ノ遺徳ニ倚リ、卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ、憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ益々我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム

朕又夙ニ各國ト盟好ヲ修メ通商ヲ廣メ國勢ヲ振張セムコトヲ期ス、幸ニ締約諸國ノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘタリ

陸海ノ軍備ハ内外ノ平和ヲ保全スル爲ニ積ミテ完實ヲ期セサルヘカラス、明治二十四年度ノ豫算及各般法律案ハ朕之ヲ國務大臣ニ命シテ議會ノ議ニ付セシム、朕ハ卿等カ公平慎重以テ審議協賛スル所アルコトヲ期シ、併セテ將來ニ繼グヘキノ模範ヲ貽サムコトヲ望ム

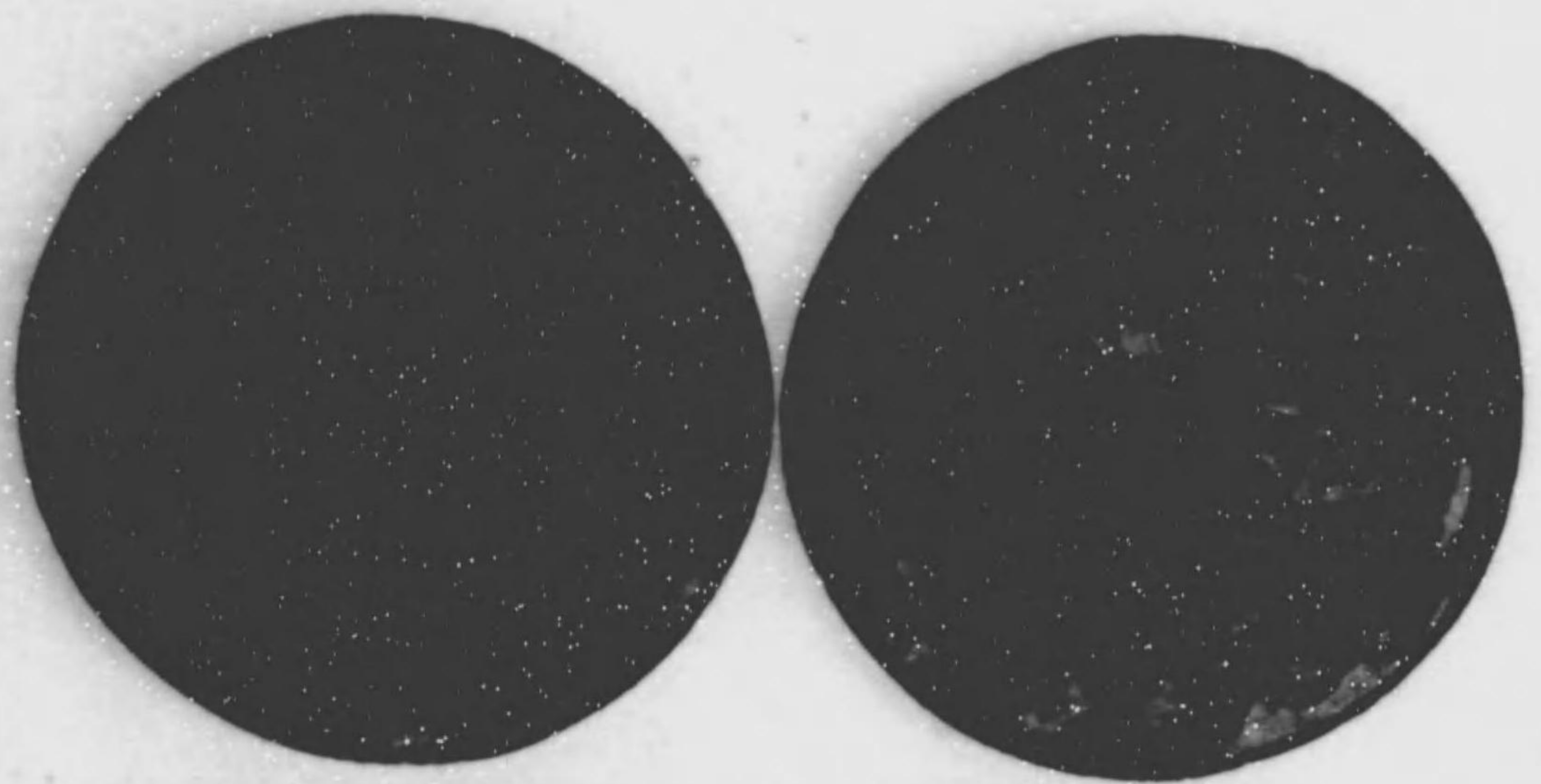
第四十九 文化の發達

一、經濟界の進歩 明治維新以後に於ける經濟界の進歩は實に著しいものがある。明治維新が王政復古の政治的大變革であつたことはいふまでもないが、爾後の新施設は封建治下の經濟組織を根柢より覆し、新たな經濟政策の下に我が經濟界に生面を開いたのである。

農業に就て見れば、先づ新政府が農業經營の自由、農産物販賣の自由及び農耕地處分の自由を認められたことから發端してゐる。幕府時代に於ては、幕府及び藩藩は農作物を拘束制限して各領内の食糧自給の策をとり、農民は經營上に著しい制限を受けてゐたのであるが、維新後は中央集權の政治組織となり、外國とも交通が開けてもはや割據的經濟の障礙が撤去されたので、農作物に就ての制限が無くなつて自由栽培を爲し得るに至つた。農産物も各藩によつて統制をとつてゐたので、その販賣に拘束をうけてゐたが、維新後はこれも自由となり、鹽類・茶・米等の海外輸出も行はれるやうになつた。土地に就ては、寛永以來、幕府によつて永代賣買を禁ぜられてゐたが、明治五年にその禁が解かれて完全なる私有と認められるに至つた。かくの如く、我が國の農業は藩制度の改革によつて幕府時代の人為的拘束から解放されて自由となり、こゝに新なる發達の途に上つたのである。

そして、政府は販賣手続・農産物運搬の後に於ける士族授産及び新時代に適應して國際間に進出する必要から勸業政策をとり、或は外國人技術者を雇ひ、或は留學生を派遣し、或は農學校・農事試驗場等を設け、或は種畜・種畜・種子を輸入し、或は機械・器具を買入れるなど、西洋の進んだ技術・作物を採り入れて農事の改良に力を注ぎ、一方、北海道を始め國內荒蕪地の開墾を獎勵助成して耕地の増加を圖つた。而して、かゝる勸業施設に最も力あつたのは大久保利通である。大久保は明治元年、太政官参事となり、同六年、内務省の置かれるや、参議兼内務卿として、同十一年、兎刃に罷れるまで熱心に勸業施設を行つたのである。後に述べる第一回内務卿兼博覽會の如きも全く彼の建議に基づき、その施設によつて行はれたものであつた。

各種工業も明治維新後に於て顯著的な發達を遂げるこゝとなつた。すなはち、營業・轉業の自由を認められるに至つたので、工業の經營は舊來の拘束制限を脱して自由經營となつた。特に政府は明治初年に各種の模範工場を建て、新工業を我が國に移し、協力保護政策をとつてその發達を助成し、民間に於て經營し得る程度に發達した明治十三年頃から次第にこれ等官營模範工場の操下げを行つた。ことに明治六年、オーストリアのウィーンに開かれた萬國博覽會には我が國も之に賛同加入し、大隈重信を總裁、佐野常民を副總裁とする博覽會事務局を設けて農工業製品の出陳を奨励し、多数の職工を遣して技術の習得を命じ、又各種機械類を輸入して新工業の移植を圖つた。同九年、アメリカ合衆國のフィラデルフィヤに開かれた建國百年記念博覽會にも同じく出品して新技術の輸入を行つてゐる。而して翌十年には第一回内務卿兼博覽會と東京上野公園に開催するに至つた。この博覽會は内務卿大久保利通の建議に基づいて行はれたもので、その建議案に



明治十年の博覧會出品品目表 (第一回内閣會議) (第一回内閣會議出品品目表) 第一回内閣會議出品品目表 第一回内閣會議出品品目表

… 勸業博覽會の意義は萬物を種類なく一場間に蒐集し、百工相見て互に奮ひ、商賈交易の途を兼ね開かしむるに在り。今、海内の形勢を洞察するに、固有の工務日に衰敗の勢變あり、且時勢變じて風俗改まり、工藝亦變更す。然るに、邊陲の小工、徒に古製を固守して時様を察せず、薩の陶工の如き是れ也。或は一時の小利を射んとして製品を粗にし、終に聲價を失するは、加賀の銅工の如き是れ也。或は時世に後れて技巧の進まざるもの西陣織工の如き是れ也。概して之を言ふ、我工藝に此の三病を免かれざるもの、十の八九に居る。故に海外輸出を得べきものにして、現在萎靡して振はざる者枚舉に暇あらず。此に於て博覽の一會を企て、内閣所有天産人工の物産を蒐集し、その數量價格と、性質の良否利用の可否とを仔細に調査せしめん。…

正議を副總裁として準備に着手し、翌十年八月、折から西南の役が起つてゐた最中、天皇・皇后兩陛下の臨幸を仰い

で開業式を行つたのである。

かくの如く、各種産業の勃興及び既述の如き通信・交通機關の發達に伴つて商業は漸く活潑となり、外國貿易も亦盛運に赴いた。外國貿易は既に幕末より行はれてゐたが、維新前の貿易は専ら横濱・長崎・函館の三港に於て行はれ、貿易額の如きも極めて微々たるものであつた。然るに、維新前後には神戸・大阪・新潟等の諸港が續々と開かれ、こゝに新しい時代に入つたのである。しかし、明治時代になつてからも、貿易は殆んど大部分が各居留地にある外國商館の手を通じて行はれ、我が國の商人及び生産者の不慣に乘じて種々不正なこともあつてその弊に堪えない有様であつた。されば、貿易の實權を我が國人の手に收めることの急務が漸く人々の認識する所となり、明治九年、三井物産會社が創設されたのを始として貿易會社が相次いで起り、海外の要地に支店又は代理店を設けるやうになり、明治十三年には海外貿易の爲替を取扱ふ機關として横濱正金銀行が設立された。そして、一方には既に述べたやうに大阪商船會社・日本郵船會社等が創立されて各々定期航路を開き、海運業も發達し、海上運輸の保險會社として東京海上保險會社(明治十二年設立)も設立され、海外貿易の諸機關も漸く整ひ、貿易の發達を見るに至つたのである。けれども、我が國の海外貿易は日清戰爭頃までは未だ著しい發展を遂げず、本格的躍進を見たのはその後であるといふ。

次に貨幣制度の發達に就て一瞥しよう。維新當時に於て國內に流通してゐた貨幣は鑄造貨幣と紙幣とで、鑄造貨幣には大判・小判・一兩小判・二分判・二朱判等の金貨、一分判・一朱判・丁銀・豆板銀等の銀貨の外に水銀・銅一文錢・其餘四文錢(寛永)・其餘當百錢(天保)・銅四文錢(文久)・鐵四文錢(慶應)・鐵一文錢(上)等があり、紙幣は幕府時代に各藩及び旗本が夫々その領内に通用するために幕府の許可を得て發行した金札・銀札・錢札・米札等であつて、

その種類を細別すれば實に千六百九十四種の多きに上つてゐた。されば、國內流通の貨幣に統一なく、經濟上に不便が尠くなかつたのである。

そこで、明治四年、政府は幣制改革を行ひ、新貨條例を發布し、金貨を以て本位貨幣とし、壹圓金を原貨と定め、貳拾圓・拾圓・五圓・貳圓・壹圓の金貨、壹圓・五拾錢・貳拾錢・拾錢・五錢の銀貨及び壹錢・半錢・壹厘の銅貨を鑄造することとした。この中、壹圓銀貨は貿易銀として外國貿易に使用するのを主としたものである。その後、同六年には貳錢銅貨が創鑄され、同八年には新貨條例を貨幣條例と改稱した。かくの如く、明治初年の幣制に於ては金本位制を採用し、銀貨は補助貨幣として用ひ、たゞ貿易關係に於てのみ壹圓銀貨を本位貨幣と同様に取扱つたのである。然るに、明治十一年、各開港場を限つて通用せしめた壹圓銀貨を公私一般に無制限に使用し得ることとしたので、爾來、金銀複本位制の實質を有するに至つたのである。

紙幣は明治元年四月に太政官札を發行したのに始まる。太政官札は拾兩札・五兩札・壹兩札・壹分札・壹朱札の五種に分れ、由利公正の建議に基いて發行されたもので、明治十三年頃に至つて全部を正貨に引換へて回收するといふ條件であつた。翌二年九月、小紙幣不足の不便を補ふために貳分札・壹分札・貳朱札・壹朱札の四種の民部省札を發行し、これを壹兩以上の太政官札と引換へることとした。慶應義塾斷行の後、政府は財政の窮乏を補充する方法として太政官札・民部省札の外に、明治四年十月、拾兩・五兩・壹兩の三種の大藏省兌換券を發行した。これは正貨と兌換する約束であつたが、實行されなかつたので、結局は不換紙幣に終つたのである。越えて同五年、北海道開拓費調達のため開拓使兌換券を發行した。これは拾圓・五圓・壹圓・五拾錢・貳拾錢・拾錢の六種であつて、正貨兌換の

管であつたが、結局は前者同様不換紙幣となつた。

かくて、明治五・六年頃には紙幣として太政官札・民部省札・大藏省兌換券・開拓使兌換券の四種が行はれたので



(太政官札)

ある。すべて紙幣が正貨同様に流通するのは發行者の信用を基礎としてゐるのであるが、當時は政府の信用も未だ強固でなかつたし、國民は舊來の薄札に懸りてゐた關係もあつてこれ等の紙幣と正貨との間に差額を生じ、紙幣の下落を免れなかつたのである。又、印刷技術も粗悪であつたため贋造も多く行はれたので、明治四年十二月、ドイツに依頼して印刷せる百圓・五拾圓・拾圓・五圓・貳圓・壹圓・半圓・貳拾錢・拾錢の九種の新紙幣を發行し、これを先に出した太政官札以下四種の紙幣と引換へ、こゝに漸く紙幣の統一を見つけた。それが不換紙幣であることには變り

がなかつた。

明治十年の西南の役は財政上政府にとつて非常の痛手であり、政府は紙幣を濫發してこれを補ふより外に道がなかつた。この役の職費は凡そ四千二百萬圓を要し、政府のこれが爲に發行した紙幣のみでも二千七百萬圓の巨額に達した程である。今、明治初年に於ける紙幣發行高を示せば概算次の通りである。

一、太政官札	四八、〇〇〇、〇〇〇圓
二、民部省札	七、五〇〇、〇〇〇圓
三、大蔵省兌換券	六、八〇〇、〇〇〇圓
四、開拓使兌換券	二、五〇〇、〇〇〇圓
五、新紙幣	四六、七九〇、〇〇〇圓
六、改造紙幣 <small>(明治十三年二月以降)</small>	六四、四〇〇、〇〇〇圓
合計	二七六、〇〇〇、〇〇〇圓

尤も右は漸次發行されたもの、總額で、同時に流通したものでなく、ことに第五の大部分及び第六の全部は四種の舊紙幣との交換に充てられたものである。

この外、明治五年十一月、國立銀行條例を制定し、これに兌換銀行券を發行する特權を附與したので、翌年、東京に第一銀行が創立されたのを始として大阪・新潟・横濱等に國立銀行が起り、ことに、明治九年の國立銀行條例改正後は銀行紙幣發行制度が擴張せられて、正貨兌換と必要條件としないこととなつたので、國立銀行設立の出願が續出し、明治十二年十二月にはその數百五十三の多きに上つた。

そして、西南の役直前に於ける紙幣の流通高は政府紙幣・銀行紙幣合せて一億六百萬圓であつたものが、明治十三年一月には一億七千萬といふ約七割に近い激増振りを示した。かやうに紙幣の濫發せられた結果、物價の騰貴を促し正貨と紙幣との間に差額を生ずるに至つた。物價の騰貴を承に就て見れば、明治十年一月(西南の役直前)には一石四圓六十五錢であつたのが、同十一年の最高値は七圓に上り、同十二年には八圓九十九錢、同十三年には十二圓十一錢に達した。かくて、幣制の整理は緊要の必要に迫られたので、明治十四年十月、松方正義が大蔵卿に就任するや、不換紙幣の整理、兌換制度の確立の計劃を立て、財政の節約を行ひ、歳入剩餘金を以て紙幣を償却し、漸々その準備を進めた。そして、同十五年六月、日本銀行條例を布き、十月、日本銀行を創立して中央銀行とし、同十七年五月、兌換銀行券條例を定めて兌換銀行券の發行を日本銀行の特權とした。この後、明治三十二年十二月、國立銀行券の通用を廢止し我が國の紙幣は全部日本銀行兌換券に統一されることとなつたのである。

二、**宗教の自由** 宗教問題に於て最も注意すべきは神佛分離運動である。王政復古の運動が復古神道の精神によつて導かれたものであることは既に述べた所である。王政復古の大號令にも「神武創業ノ始ニ原キ」と仰せられた通り、明治維新は一面には新しきものへの憧憬に導かれた變革にして文字通り維新であつたが、また一面には原古の國體に復へることを理想とした。即ち復古であると共に維新であつたのである。換言すれば古きものに復へりつゝ新しきものを求めたのである。この事は一見矛盾の如くにして決して矛盾でない。國體は本然の眞姿に復へして、これを辟培發揚するために新らしきものを採つたのである。この點が他國に於て行はれた革命と根本的に相違する所である。維新の始めに當り、祭政一致と皇道宣揚の諸施設が行はれたのはそのために外ならない。かゝる結果として、平安時代

以來、永く思想界を支配して来た神佛習合の思想は否定廢棄せられる運命に逢着したのである。勿論、神佛習合の否定は決して新なる問題ではなく、既に述べたやうに徳川時代に儒學が起り、國學が盛となるにつれてその辨析が行はれた。それが明治時代に入つて政策として實施せられるに至つたのである。

明治元年正月、太政官の下に七科が置かれた時にはその第一に神祇科があり、世襲神祇伯の家柄であつた白川資訓は督、吉田良義(神)・龜井茲監(神)は輔、平田鎮風(神)は判事に夫々任命された。茲監は平田派の國學者大國隆正を用ひて既にその領内に古學の復興、神佛習合の禁止等を行つた先覺者であり、隆正は岩倉具視の政敵であつた玉松操の師である。神祇科は同年二月の官制改革によつて神祇事務局となつた。三月、神祇事務局より全國諸社への達を以て、情形にて別當或は社僧と稱するもの、復讐を命じ、更に、中古以來某權現或は牛頭天王之類、其外佛語を以て神號に相稱へること及び佛像を以て神體とすることを禁止、佛像・佛口・梵鐘等の佛具を一切社地より取除かしめた。これ實に神佛分離運動の發端である。従來、神社には別當・社僧があつて實權を振ひ、神官・社人はその下に仰へられてゐたのである。例へば、京都北野神社に見れば、上に別當があつてこれには曼珠院門跡が任ぜられ、その下に松梅院・徳勝院・妙應院の三別當あり、次に目代事林坊あり、その下に宮仕といふものが三十二坊あり、社人(人)が二十四家あつた。而して、宮仕諸坊の社僧等は社人等を常に御懸輕侮し、社人等はそれを如何ともなし得ない有様であつた。その他例をとれば限らないが、全國を通じて殆どすべての神社に於て社僧が權を振つて神官はその下に甘んじなければならぬ状態であつた。従つて、神官等の社僧に對する憤慨はこの神佛習合禁止の令が一度發せられると共に爆發し、佛の赴く所處に廢佛棄佛の暴舉を行ふに至つたのである。これより社地にある堂塔等は多く皆被却

され、數百年に亘つた神佛習合の風は全くこゝに終を告げることとなつた。この廢佛棄佛に關する各地の實況は「神佛分離史料」に詳しく載せられてゐる。

明治二年六月、版籍奉還によつて新政府の基礎が堅きを加へると共に、七月、更に官制を改め、神祇・太政の二官を設け、太政官の下に六省をおき、神祇官を太政官の上に位せしめた。そして、神祇官は祭祀・山陵の事を司ると共に宣敎使を以て國體精神宣布の大運動を起し、翌三年正月、大敎宣布の詔が發せられた。

大敎宣布ノ詔 (明治三年 正月三日)

朕恭惟、天神天立、無疆之統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治敎明乎上下、風俗美乎天下、而中世以降、時有汚亂、雖有國祚、治敎之不、治也久矣、今也天運循環、百度維新、宜乎明治敎以宣揚神之大道也、因新命三宣敎師、布敎天下、汝群臣衆庶、其體新旨、

これより宣敎使は我が古道精神即ち神の大道の宣布徹底に當ることとなつた。明治四年八月、神祇官は廢され神祇省として太政官の下に屬し、翌五年三月、更に敎部省となつて主として大敎宣布を掌ることとなつた。そして、祭祀のことは宮内省式部寮に移管されたのである。敎部省設置と共に三條の敎則が頒布された。即ち、第一條敎神愛國の旨を領すべき事、第二條天理人道を明にすべき事、第三條學業を専攻し朝野を遵守すべき事の三箇條で、要するに皇室中心の敎神愛國思想を宣明したものに外ならない。そして、神官・僧侶を敎導職に補任し、正大敎正・正中敎正・正少敎正・正大講義・正中講義・正少講義・正講義に分つて國民敎化に當らしめ、翌六年一月には國民思想統一の總本山として大敎院を設け、中敎院・少敎院を地方に置いた。かくの如く、國家の權力を傾けて大規模の敎化運動を興

したのは、一面には以つて大變革後の國民思想を統一顯揚するにあつたが、他面にはキリスト教に對してこれを防止せんためでもあつた。

かくて、從來、最も盛運を極めた佛教は一時全くその勢を失ひ、堂塔伽藍の荒廢するもの相つき、僧侶も訓導職に任ぜられて三條の教則によつて惟神の道を説く有様であつた。大教院は東京芝の増上寺本堂に置かれたが、本尊たる阿彌陀佛を撤去し、代つて神壇が設けられ、山門の前には鳥居が建てられたと謂ふ一事に見ても、當時の模様を知ることが出来るであらう。しかし、かゝる大規模の教化運動も、僧侶をして惟神の道を説かしめることにも無理があり、また次に述べるやうにキリスト教の禁止は實行し難く、遂に明治八年四月、大教院を解散して神道・佛教共各宗派が獨立布教することを許し、同十年一月、教部省も廢されてその事務は内務省神社局に移管され、同十七年八月、教導職を廢して政府は全く教導事業から手を引いた。

かくて、神社に關する事務は國家の手に殘つたが、惟神の道の布教は民間に任されたので、神社と宗派神道とは分離し、この前後に黒住教・修成派・大成教・大社教・實行教・決彙教・神智教・御嶽教・神道本局・興教・神理教・金光教・天理教の所謂神道十三派が起つたのである。一方、佛教も一時は神佛分離によつて舊來の如き國家の保護を失ひ、廢佛棄經のため大いに衰へたが、それが却つて僧侶の覺醒奮起を促す動機となり、後、漸次に盛となつてきた。

キリスト教に對しては、幕府がさきにイギリス・アメリカ合衆國等の諸國と條約通商條約を結んだ時、外國公使の要求によつて長崎地方に於て行はれてゐた舊來の階級は廢したけれども、信教の禁制は未だ解かなかつた。寛永以來、

幕府の御慮によつて公然キリスト教を信するものは無かつたが、その信仰を根絶することは出来ず、各地に信者があつたものゝ如く、其中、長崎地方には信者が多かつたやうである。慶應元年三月、長崎浦上村の信徒等は幕府警備の船に乗り、長崎地の教會に至つて禮拜を行つた事件が起つた。この事を僧侶の訴によつて知つた幕府はその追捕に着手したが、未だ落着を見ないうちに明治維新となつたのである。明治元年四月、新政府はその處分を諸侯に諮問し大村藩士渡邊昇をして信徒三千餘人を逮捕せしめ、尋いで參事木戸孝允を遣はし、信徒に改宗を強し、これを諸藩に分屬せしめた。この事件が長崎駐在の各國領事によつて歐米に報道され、日本には信教の自由なしとて非難をうけ、外國公使も信徒放免を政府に勸告するに至つた。政府は細力信徒等を改宗せしめんとしたが、彼等の肯く所とならず、ヨーロッパに出張中の岩倉大使一行からは諸外國の事情を考へてその釋放方を申出て來て居り、一面西洋の文化をとり入れつゝキリスト教のみを禁ずることの不可能なる所以を覺り、明治六年三月、これ等の信徒を悉く復歸歸せしめ、各地にあつたキリスト教禁制の高札を撤去した。これよりキリスト教は謂はゞ默許の形となり、西洋文化の輸入、外國人教師の船乗等に伴つて漸く各地に布教されるに至つた。ことにキリスト教の傳播を助けたものは英語の盛に學習された事である。開成校のフルベキ (G. B. Verbeek)、札幌農學校のクラーク (W. B. Clarke)、熊本英學校のブラウン (A. B. Brown) などは何れも教科の外にキリスト教を教へ、新潟縣はアメリカ合衆國より歸朝して京都に同志社 (明治八年創立) を起し、キリスト教的教育を行つた。かくて、後に述べるやうに歐化主義が盛になるにつれて、キリスト教は益々廣まるに至つたのである。而して、明治二十二年、憲法の發布せられるや、その第二十八條に「日本國民ハ安寧秩序ヲ妨害ス及國民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と明記され、信教自由の制が確立し、

とかく神道・佛教及び社會的傳統によつて壓迫をうけてゐたキリスト教も神道・佛教と共に壓迫の發達を遂げ得ることとなつたのである。

三、教育の發達 明治五年の學制頒布によつて我が國の小學教育がその基礎を固めたことは既に述べた所であるが、同十二年に至り、政府は學制を廢して教育令を發布した。これは學制頒布以來七箇年の經驗に鑑み、さきの外國模倣の制度が我が國情に適せず、且つ地方によつて劃一的に實施し難き所あるを察し、政府は單に制度の大綱を示して實施上の干渉を避け、その施行を府縣に委任し、大體、放任の方針に改めたのである。この教育令は難意に於ては妥當であつたが、事實はこれに反し、國民は年來の舊習を容易に脱し得ず、義務教育の眞意を解しない爲め、一時、小學教育の衰微を來たさんとした。そこで、翌十三年、政府は教育令を改正して取締を嚴にし、前年の令に於て十六箇月であつた最低義務教育年限を三箇年に延長した。その後も幾度か改正を行つたが、明治十九年、文部大臣森有禮は大いに學制の刷新を圖り、教育令を廢して小學校令・師範學校令・中學校令・帝國大學令を發布した。この小學校令によれば、小學校は高等・尋常の二に分れ、各四箇年を修業年限とした。そして、六歳より十四歳までの八箇年を學齡とし、最低義務教育年限を従来の三箇年より尋常小學四箇年に延長した。但し土地の状況によつては三箇年でもよいとしたから、義務年限の實際は三箇年乃至四箇年であつたのである。明治五年よりこゝに至る十五年間は我が國小學教育の劇はゞ經驗時代であつた。これより小學校の内容も大いに充實し、屢々の改正を経て明治四十年に至り、尋常小學の修業年限を六箇年、高等小學は二箇年を本體として三箇年に延長し得ることとし、義務年限を六箇年に延長し、これを翌四十一年四月より實施し、以て今日に至つてゐる。師範教育は明治十九年の師範學校令により高等・尋常の二

とし、高等師範學校を東京に置いて官立とし、尋常師範學校は各府縣立とした。

同じく中學校も高等・尋常の二に分れ、高等中學校は全國を五區に分ちて各區に一校を置いて官立とし、尋常中學校は各府縣として設立せしめ、修業年限を五箇年とした。後、明治二十七年、高等學校令が制定されて高等中學校は

高等學校と改稱したのである。帝國大學令にては東京大學とさきに工部省に設けた工部大學校とを合併して帝國大學と改稱し、これに法・醫・文・理の四科を置くこととした。その他、高等商業學校・美術學校を始め、各種專門學校等も次第に設けられた。

上述の如く、我が國の教育が政府の施設によつて長足の進歩を見たことは論を俟たない所であるが、一面また私立學校がこれに與つて力があつたことを忘れてはならない。現存の私立學校の中、最も古いのは安政五年に福澤諭吉の創立した慶應義塾(後の慶應大學)である。後、明治



〔教育の發達〕

八年、新島襄は京都に同志社英學校(後の同志社大學)を起してキリスト教主義の教育を施し、明治十五年、大隈重信は東京專門學校(後の早稲田大學)を創めたが、尙この前後に和佛法律學校(後の法政大學)、明治法律學校(後の明治大學)、專修學校(後の専修大學)、關西法律學校(後の關西大學)、物理學校等の私立學校が續々と設立され、官立諸學校と共に文運の發達に至大の貢獻をなした。

た。
かく官立・私立の諸學校が次第に繁ひ、大いに文化の向上を見たのであるけれども、明治初年以來、漸く著しくなつてきた西洋模倣・西洋崇拜の風は教育思想をも支配し、動もすれば我が國古來の美風を忘れて國民道德の精神が失はれんとする傾向をさへ示した。されば、明治天皇は深くこれを軫念あらせられ、明治二十三年十月三十日、教育に關する勅諭を下し賜うた。これによつて我が國の教育はその基づく可き大道が示され、國民道德の標準が確定したのである。

●、新文藝 明治時代初期の文學に就て注意すべきは前代より引續いた傳統的文學、西洋の翻譯文學及び政治小説の三つとその間に新體の誕生したことであらう。

明治維新後に於て我が國のあらゆる文化は、翻譯教育がその著「文明論之概略」(明治八年)にて「今ノ我文明ハ所謂火ヨリ水ニ變ジ、無ヨリ有ニ移ラントスルモノナテ、卒突ノ變化實ニ之ヲ改進トイフ可ラズ、或ハ始造ト稱スルモ亦不可ナキガ如シ。」と云つてゐるやうに、一面には實に異常の變革を受けた。しかし、これはどこまでも一面であつて我が國の傳統的文化がこゝに斷滅したのではなく、表面上さう見える程の大きな變化であつたといふにすぎない。これを文學に就て見るに和歌に香川景樹を中心とする維新派があり、景樹の門人八田知紀、知紀の門人高崎正風、後所篤子などが前代の傳統的歌風を以つて當時を代表してゐた。小説家としては滑稽翻譯の中に朝世風俗の意を寓した假名垣魯文があり、その著「西洋道中膝栗毛」・「安藤鶴鶴」等が代表作とされてゐる。劇作家としては體面せる世相に取材して徹切(てつせつ)をかいた河竹飲阿彌を挙げなければならぬ。彼の作としては「東京日日新聞」・「朝野新聞」

等「人間萬事會中」・「瀟湘十字辻」等が有名である。

しかし、この時代の思潮を代表したものは政治小説であつた。開ふまでもなく、維新前後に於て我が國に輸入せられて最も人々の關心を惹いたものは西洋の政治思想である。政治小説はかゝる新しい理想としての政治思想が文學的表現をとつたものに外ならない。而して、當時の政治小説として著名なものはギリシヤ史のテーベの勳典に取材してこれを脚色した矢野龍溪の「経國美談」・アメリカ合衆國の自由を憧憬羨望した東海散士(即ち)の「俄人之奇遇」・自由民權思想の勝利を寓意した末廣鐵道の「霧中梅」・「花間鶯」等である。これ等の政治小説が文學的な立場から見て必ずしも高く評價され得るものでない事は開ふまでもないが、前代末期の翻譯した人情本や滑稽本及び勸善懲惡主義によつた讀本などと比較すれば、そこに新しい時代を表現してゐる點を見るべきであらう。

政治小説と共に西洋文學の翻譯が盛に行はれた。思想的なものとしてはルソー (J. J. Rousseau) の「民約論」やスマイルズ (J. S. Millar) の「西國立志編」等を始め多くの書が譯出されて大いに自由民權思想を鼓吹したが、文學的なものも翻譯も亦行はれた。そして、その中には丹羽純一郎譯「花柳春話」、坪内逍遙譯「讀史奇談」、桑野仲謙「讀史奇談」の如き純文學的なもの、百華園主人譯「西洋血潮小夢風」、關直彦譯「春鶯鳴」、栗屋蘭一譯「佛國美談」の如き政治小説及び井上勤譯「海底旅行」・「月世界旅行」の如き科學的なものなどがあつた。

かく西洋文學の輸入翻譯の間に新體詩なる新しい詩形が生れて來た。明治十五年に出された外山正一・矢田部良吉、井上竹次郎共譯の「新體詩抄」がそれである。「新體詩抄」そのものは必ずしもすぐれた文學的作品ではないが、それによつて創始された新體詩は後に大きな影響を與へた。これに就て詳しくは後に觸れる機會があらう。

維新後、舊物を棄て、何ごとも西洋輸入の文明でなければならぬとする風が強かつたことは既に屢々述べた所であるが、ことに諸事草創の際とてこの風は美術・工藝の方面に於て最も甚しく、畫家・彫刻家等は世人の顯る所とならず、その生活は窮迫を極めた。かゝる際にあつて、よく前代の傳統を守つた畫家に圓山派の森寬齋・幸野樸嶺、歴史畫の菊池容齋、蔀繪の柴田是眞、浮世繪の河鍋曉齋・月岡芳月等があつた。彫刻界の衰微は繪畫にもまさり、僅かに高村東雲・竹内久一及び東雲の門人高村光雲が一意藝道に勵んでゐた位で、他は殆どあらはれなかつた。

西洋畫は幕末より次第に行はれ、明治四年、川上冬庵は「西畫指南」を出版し、高橋由一・五姓田芳樹・山本芳翠・國澤新九郎等が明治初年の洋畫家として知られてゐる。同九年、工部大學校内に美術學校が設けられてイタリア人フオンタネジ (A. Fontanesi) ・ラグーザ (V. Ragusa) 等が傭聘された。而して、フオンタネジは西洋畫、ラグーザは西洋彫刻を夫々擔當教授したが、特にフオンタネジの我が國洋畫界に残した功績は著しいものがあつた。これより西洋畫に小山正太郎・淺井忠・松岡壽等が出て次第に盛んにならんとしたが、會々國粹存保の運動が起り、この美術學校も明治十六年に廢されてその發達に一頓挫を來した。

滔々たる歐化思想にもやがて反動を兆し、漸く國粹復興の氣運が起つてきた。而して、我が國の美術を研究してその價值を認め、之を西洋諸國に紹介すると共に、我が國にその保存助長を警告したのはアメリカ合衆國人のフェノロサ (E. Fenolosa) である。フェノロサは明治十一年に東京大學に招聘されて政治學・哲學等を講義し、後、文部省に轉じ、美術學校にも關係した人である。彼は我が國に來朝以來、日本美術に興味をもつて深く研究し、一國の文化は歴史と傳統とを基として建設されねばならぬと主張して我が美術の眞價を盡美稱揚した。その美術論は彼の口述筆

記である「美術眞説」に詳しい。而して、最も深く彼の感化を受けたのは岡倉覺三であつた。フェノロサ・岡倉等によつて我が國の美術を尊重してその發達を助成しなければならぬとする氣運が盛になり、その結果、明治二十一年に東京美術學校が創設されたのである。同校々長には岡倉覺三、教授には日本畫の狩野芳崖・橋本雅邦・川端玉章、彫刻の竹内久一・高村光雲、彫金の加納夏雄・海野勝武、漆工の小川松民が夫々任命された。而して、國粹復興の建前から洋畫科はおかれなかつた。かくして、一時全く



(像 有 能 芳 野 狩)

衰微に陥つた我が國固有の美術もこゝに盛運に向ふこととなつたのである。芳崖の代表作としては「悲母觀音圖」・「仁王捉鬼圖」等、雅邦のそれとしては「白雲紅樹圖」・「龍虎圖」・「十六羅漢圖」等が擧げられてゐる。この後、洋畫も次第に隆盛になつて美術學校の科にも加へられるやうになるが、それ等については又後に述べることにする。

洋樂が我が國に傳へられたのはキリスト教の傳來まで遡ることが出来るが、明治以後に於ては軍樂が始めをなしてゐる。文久三年、鹿兒島藩はイギリス艦隊と戦つた際に洋式軍樂の士氣を鼓舞する上に極めて有効であることを覺り、明治二年、藩士三十名を横濱駐屯のイギリス軍付軍樂長フェントン (J. W. Panton) の許に遣して教習を受けしめた。後の陸軍軍樂隊長四元義豊、海軍軍樂隊長中村祐庸等は何れもこの時教習をうけた人々である。

明治四年、廢藩置縣の後、兵部省が置かれるや、鹿兒島藩の軍樂隊もその下に入り、翌年、陸軍・海軍二省に分れるに従つて軍樂隊も分れ、フランス人ダグロン (Dagron) は陸軍軍樂隊、フエントンは海軍軍樂隊の教師に雇はれた。フエントンは我が國歌が代の制定に關係ある人であるから、こゝで國歌制定の由來を述べておかう。初め鹿兒島藩の洋學練習生が續演にあつて教習をうけてゐる時、フエントンはその一人に各國共國歌があつて儀式の際に奏唱



〔原書本邦本編〕

するが日本ではどうかと尋ねた。勿論、當時我が國にはかゝるものがなかつたので、その旨を答へるとフエントンはそれは遺憾であるから然るべき歌詞をもつてくれれば自分が作曲してやらうといつた。そこで、その練習生はこの話を大山巖に傳へ、大山は平素愛唱の君が代(古今)の一首を提出し、フエントンはそれに曲を附して暫くこれを試みることにした。しかし、フエントンの作曲は適當でなかつたので、

明治九年、海軍軍樂隊長中村祐庸がその改訂を海軍省に建議し、同十三年、中村・四元・林廣守(宮内省)及びフエントンの四人が委員に擧げられて改訂を行ふこととなり、協議の結果、歌詞は古歌君が代とし、曲は宮内省式部寮雅樂部に依頼することとした。そして、林廣守の作曲に海軍省應教師ドイツ人エッケルト(Eckert)が和聲を附し、今日の君が代が出来上り、同年の天皇節に正式演奏を天聽に達したのである。かゝる次第にて君が代は初め海軍の天皇

奉祝の讚歌であり、後、陸軍にも採用され、遂に國歌となつて、明治二十一年、諸外國に公文書を以て通告されたものである。明治十二年、文部省に洋樂取調掛を以て當時高等師範學校長であつた伊澤修二をして掛長を兼任せしめアメリカ合衆國人メーソン (L. W. Mason) を招聘し、翌年、傳習生を收容して教授を行ひ、小學校にも唱歌が科目として加へられるやうになつた。そして、同二十年には東京音樂學校が創立され、音樂教育の主唱者であつた伊澤が校長となつた。これより我が國の洋樂は大いに發達するに至つたのである。

五、歐化主義と國粹主義 以上述べ來つた所によつて既に明かであらうと思ふが、我が國は鎖國の夢から醒めて先進諸國と交渉を開いたのであるから、明治初年より二十年頃に至る間は西洋文化の輸入に忙殺され、その勢の赴くところ、遂に西洋崇拜に傾き、善惡の判別を失つて我が國の傳統を蕪弊なりと考へ、美術・工藝を始め日常の風俗・習慣に至るまで西洋風を尊ぶことが一世の風潮をなした。これが歐化主義と謂はれるものである。勿論、これには後に述べる條約改正の目的を達成するため、我が國の制度及び國民生活の一切を何よりも先づ先進諸國の水準にまで高めることの必要があるので、政府當局が極力歐化主義を鼓吹奨励したことも有力なる一因をなした。そのためこの間に於て我が國古來の有形無形の美質が害はれたことは尠少に止らなかつた。古美術品のおびたゞしく海外に流失したのもこの頃であり、中には人種改良論などをさへ眞面目に唱へるものが現れるといふ有様であつたのである。

しかし、かゝる風潮にも漸く反動が起り、明治二十年前後からは國粹主義が唱へられ、社會のあらゆる方面に亘つて、外國の長所は勿論これを採用するけれども、我が國古來の美點・長所はどこまでも之を維持助長して行かなければならないとする論が盛になつて、既述の如く舊來の事物を尊重することとなり、我が國の文化は次第に健全な發達

